

こ〜ぷのお家緑ヶ丘訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人こ〜ぷ福祉会が開設する、こ〜ぷのお家緑ヶ丘訪問看護ステーション（以下「事業所」という）が行う指定訪問看護事業及び指定予防訪問看護事業（以下「訪問看護」という）の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師又その他の従業者（以下「看護師」という）が病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた利用者等に対し、適正な看護を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 こ〜ぷのお家緑ヶ丘訪問看護ステーション
- 二 所在地 仙台市太白区大峙町3-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師 1名
管理者は、事業所の所属職員を指導監視し、適切な事業の運営が行われるように統括する。
- (2) 看護師 2.5名以上
訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。
- (3) 理学療法士、作業療法士 必要に応じて配置する。
- (4) 事務職員 1名
必要な事務を行う。
- (5) 利用者の人員に応じて職員の員数を増減する(但し 2.5人以上を基準とする)。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、以下の通り定めるものとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。
(但し、国民の休日及び12月29日～1月3日を除く)
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の訪問看護の実施地域は仙台市太白区・若林区・青葉区（事業所から半径5Km以内）とします。

(訪問看護の提供方法)

第7条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護の利用希望者が主治医の指示で、医師に申し込み、医師が交付した訪問看護の指示書に基づいて、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用希望者または家族からステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるよう指導する。

(訪問看護の内容)

第 8 条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 健康状態のアセスメント
- (2) 日常生活の支援
- (3) 心理的な支援
- (4) 家族等介護者の相談・助言
- (5) 医療的ケア
- (6) 病状悪化の予防（予防的看護）
- (7) 入退院時の支援
- (8) 社会資源の活用支援
- (9) 認知症者の看護
- (10) 精神障がい者の看護
- (11) リハビリテーション看護
- (12) ターミナルケア

(緊急時における対応方法)

第 9 条 看護師等は訪問看護を実施中に利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医に連絡が困難な場合は救急搬送等の処置を講じるものとする。

看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。なお、事業所内に緊急時対応利用者名簿一覧を備えて置くこととし、月 1 度のメンテナンスをすることとする。

(衛生管理)

第 10 条 サービス提供の際、看護師等が感染源となることを予防し、また看護師等を感染の危険から守るための衛生管理に努め、必要な対策を講ずるものとする。

(苦情処理)

第 11 条 事業所は、提供した訪問看護サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- (2) 事業所は、提供した訪問看護サービスに関し、介護保険法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。
- (3) 事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。
- (4) 事業所は、提供した訪問看護サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- (5) 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(個人情報の守秘義務について)

第 12 条 看護師等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負う。

- (1) 看護師等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を、従業者でなくなった後においても保持させるため、雇用時の契約の内容とする。
- (2) 事業者はサービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意を予め文章により得ておくものとする。

(虐待の防止に関する事項)

第 13 条 事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2. 事業者は、サービス提供中に当該事業所の従業者又は養護者(利用者の家族など利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

(利用料)

第 14 条 訪問看護を提供した場合の利用料金は別紙料金表のとおりとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第 15 条 (1) 訪問看護ステーションは社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、また業務体制を整備する。
- (2) 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - (3) この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項はステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

本規程は理事会で改廃する。

この規程は、2012 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、2013 年 11 月 16 日から施行する。

この規程は、2014 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、2017 年 4 月 16 日から施行する。

この規程は、2018 年 1 月 16 日から施行する。

この規程は、2020 年 8 月 22 日から施行する(職員の職種、員数の変更)。

この規程は、2023 年 8 月 26 日から施行します(虐待防止に関する事項、記録の整備、実施地域、字句の修正)。

この規程は、2024 年 3 月 16 日から施行します(苦情処理を追加)。

この規程は、2024 年 8 月 24 日から施行する(虐待防止に関する事項の内容の変更と追加)。

この規程は、2025 年 3 月 15 日から施行する(第 7 条(3)の削除、字句等の修正)。